

## 破産債権表における確定の効力

朝 山 善 成

一、破産債権として届出確定した後、その債権を財団債権であるとして、権利主張行使することができるであろうか。同様の問題は破産債権と取戻権或いは別除権との間にも生じうる。

即ち破産債権の調査期日に破産管財人及び破産債権者の異議がなければ破産債権として確定し（破産法第二四〇条）、その旨債権表に記載されると、その記載は確定判決と同一の効力を有する（同法第二四二条）。

そこで同法における右確定判決と同一の効力に既判力を含むと解するならば、破産債権として確定した債権については右の効力によって、最早財団債権、別除権、取戻権としての主張は許されないのではないかとも思われる。

二、通常の場合当該債権が破産債権であるか、財団債権であるかという判断認定は簡単である。しかし具体的事実の主張認定の仕方によって、その判断認定が微妙となる場合もある。例えば代償的取戻権（破産法九一条）に関し、破産宣告前に破産者が反対給付を受領しておれば破産債権となり、宣告後に管財人が受領すれば財団債権となる（破産法第四七条四、五号）ような場合である。

かかる場合に判断選択による危険負担を債権者が回避する方法として、実務的には破産債権の予備的届出（例えば管財人に対する財団債権としての訴による請求が認められない場合の予備的な届出）が認められている。

しかし予備的届出の方法は当事者が具体的に争点を認識し、判断を話し難い場合には妥当であるが、債権表に既判力が認められるものとし、同一債権について破産手続上の法的性格（破産債権か、財団債権か等）に関する主張変更を遮断されるのを防ぐためには予備的届出をなしておくことが必要であるとするのであれば、徒らに予備的届出が乱用され、かえって事務の煩雑化を招くことになるう。

三、そこで確定破産債権表の記載に既判力を認めうるかという問題、さらにその客観的範囲として、債権ないし請求権の破産手続上の法的性格

破産債権表における確定の効力

破産債権表における確定の効力

決定（破産債権か、財団債権か等）を含むかという問題について述べる。

なお会社更生法第一四五条、二八三条は破産法第二四二条と基本的に同一内容の規定であるので、以下一体の問題として述べる。

四、債権表の記載に既判力があるか、否かについては説が分れている。

(イ) 肯定説

兼子体系三三八頁、中田破産法和議法二一五頁。いずれも再審のみ認める。

大審判昭一六年一月二七日民集二〇卷二四号一五一〇頁

(ロ) 限定的肯定説

条解会社更生法中巻七〇〇頁。更生手続内においてのみ既判力を認める。

(ハ) 否定説

松田会社更生法二六七頁

鈴木忠一非訟事件の裁判の既判力一七七、一七八頁

霜島ジュリスト四〇四号一三五頁

最高判昭四一年四月一四日民集二〇卷四号五八四頁（会社更生法に関して）

東京地判昭四〇年七月三十一日下民集一六卷七号一二七三頁（右同）

五、民事訴訟法第二〇三条は和解調書認諾調書につき確定判決と同一の効力があるとし、破産法第二四二条と同様の表現となっている。和解調書認諾調書に既判力を認めるか、否かについては説が分れる。

(一) 和解調書

(イ) 肯定説

兼子体系三〇九頁

最高判昭三三年三月五日民集一二卷三号三八一頁

(ロ) 否定説

菊井村松民事訴訟法Ⅰ六七九頁

(ハ) 制限的肯定説（判例）

和解が実体法上の要件を備えている場合に既判力を認める。

(ニ) 認諾調書

(イ) 肯定説

兼子体系三〇三頁

(ロ) 制限的肯定説

大判昭一九年三月一四日民事二三卷五号一五五頁（放棄調書に既判力を認めるが、放棄が有効であることを前提とする）

東京高判昭四一年一〇月一三日下民集一七卷九、一〇号九六二頁（認諾放棄調書について和解調書と同様に私法上の原因による無効取消を認める）

東京高判昭四二年四月二日下民集一八卷三、四号四〇七頁（請求の放棄認諾の既判力は請求の放棄認諾の有効な場合に生じる）

六、和解調書において制限的にせよ既判力を認める説の実質的根拠は訴訟上の和解に私法上の和解契約が含まれることにあると思う。

訴訟上の和解は単に請求の範囲内で、当事者が互いに譲歩合うというだけでなしに、請求範囲外の関係も含めて和解がなされ、また第三者が利害関係人として参加することも認められている。和解は実体法上の処分行為、創設的行為であり、和解調書は処分証書ではないが、裁判官の面前における処分行為を現認する確認証書である。

その場合和解成立時点までの攻撃防禦の方法となる事情は一切捨象され、新たな権利関係で形成せられる。

右形成行為である和解契約そのものに無効取消原因、さらに解除原因が存在し、契約が無効取消解除となれば、訴訟上の和解も無効となる。

しかし右の無効原因等がなければ、和解成立までの攻撃防禦方法が全て遮断されるという意味で（いわば失権効を逆に拡大した関係）拘束力を生じ、これを判例の立場では既判力ということになる。

破産債権表における確定の効力

#### 破産債権表における確定の効力

しかし、これに対しては、内容が有効であれば既判力があるというのはナンセンスであると評されており（兼子体系三〇九頁、この所謂制限的既判力説は理論的には既判力否定説というべきである（同旨鈴木前掲一八一頁）。

七、認諾調書の場合、認諾は訴訟行為であるが、実体的には確認的な観念の通知である。それゆえ認諾によって実体法上の権利変動はない。和解の場合は、右述のとおり実体的契約によって権利関係が変動創設され、当事者を拘束する根拠が生じるのに対し、認諾調書の場合そのような根拠は生じない。

他方認諾調書の場合、実体法上無効な権利関係が裁判所の関与の下に確定する危険性がある。

和解調書の場合、裁判官が契約内容に関与するため、実的に違法無効な内容の調書が作成される危険性はない。

また、公正証書の場合、公証人は法令に違反した事項、無効な法律行為等につき証書を作成することができない（公証人法第二六条）。

右に対し認諾調書の場合、実体的に無効な権利関係でも訴訟要件を欠く場合でない限り、裁判所は訴を却下することはできないので、違法無効な権利関係を内容とする認諾調書が作成される危険性がある。

そこで前記判例の制限的肯定説は私法上無効原因があれば無効を主張しうるとするのであろう。

しかし当然無効の確定判決がないと考えるべきと同様、既判力のある認諾調書の当然無効というのは理論的でない。

したがって認諾調書も既判力はないと解するのが理論的であり、また実際的である。

八、翻って、確定した破産債権又は更生債権の債権表の記載について考える。

届出債権に対し異議を述べないということは、破産債権又は更生債権としての適格性及び金額等を確認するものであり、実体法的には意思表示ではなく、観念の通知と解せられ、その性格は右認諾調書に準ずると考えられる。届出に対して異議がないことによって、そこに権利変動が生じる訳ではない。したがって、例えば債権調査期日前に既に届出債権が消滅していたにも拘らず、届出がなされ、確定した場合においても債権が発生する訳ではなく、債権表の記載は無効である（同旨前掲鈴木一七八頁）。

和解調書の場合は当事者の合意によって、権利変動を生じているから、それによって当事者を拘束する根拠たりえたが、しかし既判力としてこれを認めるまでにはいらないこと右述のとおりである。

債権表の場合は認諾調書と同様確認的であるから、実体的に当事者を拘束する根拠となるものはないから、既判力を認める実質的根拠は和解調書よりも一層少ないといわねばならない。

前記最高判昭和四一年四月一四日付が債権表に無効の記載事項のある場合右記載は会社更生法第一四五条の文言に拘らず確認の意味を有するにすぎないのであるから、右無効を訴をもって主張することが許されると判示していることは右の趣旨と理解できるのである。

九、ところが、会社更生法第一四五条の規定の趣旨は一旦調査手続で異議なく確定した更生債権が後で争われることを防止することであるが、それはまた更生手続の進行を迅速にし、また更生計画作成の基礎を固めるためにほかならないとし、この目的のため右不可争性を更生手続内で認めることが必要であるが、また更生手続内で認めれば十分であるとし、更生手続内での不可争性を既判力と解する説がある（条解会社更生法中巻七〇一頁、前記第四項(ロ)）。

同説はさらにその既判力の客観的範囲として、届出債権が更生債権であるか、共益債権であるかというその債権の法的性質決定に確定力が及ぶとし、したがって本来共益債権である債権を更生債権として届出て確定し、債権表に記載された場合、最早共益債権として権利行使することはできないとする（右同六八二、六八三頁）。

一〇、破産手続或いは更生手続における実質的利害関係人は債権者であること、そしてその手続に迅速性を要求されることから、所謂破産式確定方法としての現行の手続がある訳であるが、手続の迅速安定ということのためには債権表に形式的確定力、羈束力を認めれば足りる。債権表の記載に形式的確定力があり、即ち上訴によって争うことが認められないことは明らかである。また記載に明白な誤謬がある場合に民訴訟法第一九四条を準用して更正決定が認められることは通説であり、前記最高判例昭四一年四月一四日の認めるところであるが、それ以上は作成機関においても記載内容を変更することは許されないものであって判決の羈束力に準じた拘束力が認められている。右のとおり形式的確定力羈束力に準じた効力が認められることで、手続の迅速性安定性は満たされるのであり、手続の迅速性等から直ちに既判力（制限された範囲内に限るにせよ）を認める必要はないのであり、これを認めることはむしろ有害である。

即ち認諾調書と同様違法無効な債権が確定した場合に、再審事由がなければこれを覆しえないとすることは実際的にも妥当性を欠くといわなければならない。

破産債権表における確定の効力

一一、さらに債権表記載の既判力が、財団債権（共益債権）であるが、取戻権であるかという判断にまで及び、破産債権（更生債権）として確定した場合、同一債権につき財団債権（共益債権）或いは取戻権として権利主張することができないとするのは行き過ぎであり、不当である。即ち、

(一) まず右述のとおり債権表の記載は確認的であり、創設的ではない。したがって破産債権でないものが破産債権として確定記載されても破産債権に変更するのではない。既に消滅している債権を届出て確定しても無効と解すべきこと前述のとおりであるが、右はこれと同様である（同旨鈴木前掲一七七頁）。

(二) さらに債権調査期日における調査の対象となる事項は、破産債権（更生債権）の債権者氏名住所、債権の額及び原因、優先劣後権の区別等である（破産法第二三一条、二二九条、会社更生法第一三五条、一三二条）。

要するに調査事項は破産債権（更生債権）としての適格性、及びその具体的内容であり、またそれに限られる。当該債権が財団債権（共益債権）であるか、取戻権であるかについてはその調査の対象となりえないのであり、これを調査するのはむしろ違法といふべきである。

けだし、債権調査期日は破産手続（又は更生手続）における本来の清算の対象となる債権の確定を目的とし、大量の債権を迅速に処理するための手続であり、その方式は破産式確定と呼ばれる特別の確定方法が採られるのであって、これに対して、財団債権（共益債権）、取戻権は本来の破産清算手続等の目的とすべきものではないからである。

別除権者が予定不足額を届出た場合にも、予定不足額は調査の結果では確定せず、別除権の行使をまって確定する（破産法第二四〇条一項）。したがって別除権そのものが調査期日における調査の対象となるのではない。

破産債権又は更生債権としての確定が、財団債権又は共益債権としての主張を封じるということは、既判力の失権効を右の点に認めようとすることになるが、失権効は判決手続において提出しえた攻撃防禦方法を当事者が主張しなかったことにより、判決確定した後に既判力の時点限界として、その主張を封じるといふ効力である。

しかるに右述のとおり財団債権、或いは共益債権であるという主張は債権調査期日において調査することのできない事項である。かかる調査することのできない事項（主張）について、主張がなされなかったゆえに失権効を認めるといふことが不当であることは明白である。

一二、以上の結論として、債権表の記載には既判力は認められないこと、さらに破産債権か、財団債権かという破産手続上の法的性格決定の問題には債権表の効力は及びえないと解すべきである。

したがって、破産債権（更生債権）として確定し、その旨債権表の記載がなされた後も、債権者はこれに拘束されず、同一債権につき、財団債権（共益債権）、取戻権、別除権（更生担保権）として主張することは許されると考える。